

公立大学法人の中期目標及び中期計画について

1 概要

地方独立行政法人制度においては、設立団体の長（知事）は法人に対し、法人が達成すべき業務運営に関する目標（**中期目標**）を指示し、法人は、この目標に基づき、目標を達成するための計画（**中期計画**）を作成し、これに基づいて業務を遂行していく仕組みとなっている。

なお、中期目標を定めるに当たっては、あらかじめ、法人及び評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を要することとされている。

2 中期目標及び中期計画の法定記載事項

※法：地方独立行政法人法

中期目標（法第 25 条第 2 項、第 78 条第 2 項）	中期計画（法第 26 条第 2 項）
①中期目標の期間	
②住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	①住民に対して提供するサービスその他の業務の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
③業務運営の改善及び効率化に関する事項	②業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
④財務内容の改善に関する事項	③予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ④短期借入金の限度額 ⑤重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ⑥剰余金の使途
⑤教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項	
⑥その他業務運営に関する重要事項	⑦その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 先行事例の記載例

- 中期目標 別紙 1
- 中期計画 別紙 2

他県の中期目標記載事項例（公立大学法人）

公立大学法人山形県立保健医療大学		公立大学法人青森県立保健大学		公立大学法人大分県立看護科学大学								
法人設立時期	H21. 4	H20. 4	H18. 4	H18. 4	H18. 4							
中期目標	H21. 3	H20. 6	H18. 7	H18. 7	H18. 7							
定款議決	H20. 10	H19. 10	H17. 9	H17. 9	H17. 9							
前文	法人の目的 基本目標	理念 使命 基本姿勢	目的 基本目標	目的 基本目標	目的 基本目標							
目標の期間	<p>第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成21年4月1日から平成27年3月31日までの6年間</p> <p>2 教育研究上の基本組織</p> <table border="1"> <tr> <td>学部</td> <td>保健医療学部</td> </tr> <tr> <td>研究科</td> <td>保健医療学研究科</td> </tr> </table>	学部	保健医療学部	研究科	保健医療学研究科	<p>第1 中期目標の期間</p> <p>平成20年4月1日から平成26年3月31日までの6年間</p>	<p>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成18年4月1日から平成24年3月31日までの6年間</p> <p>2 教育研究上の基本組織</p> <table border="1"> <tr> <td>学部</td> <td>看護学部</td> </tr> <tr> <td>研究科</td> <td>看護学研究科</td> </tr> </table>	学部	看護学部	研究科	看護学研究科	<p>II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育</p> <p>(1) 教育の内容 ア 学部教育 (7) 看護の対象となる人を総合的に理解する能力と豊かな人間性を養い、専門職として自律的に判断し、課題を解決する能力を持った人材を育成 (4) 看護実践に関する総合的な能力の養成、看護技術の習得 (7) 国際化及び高度情報化社会に適切に対応できる基礎的な語学力やIT活用能力を養成 イ 大学院教育 (7) 高度な専門知識及び技術の習得、地域や社会の諸課題又は先端的な分野における研究課題等に対して、実践的に解決する能力を備えた高度な看護職者を育成 (4) 看護学の発展に寄与し、国際化社会に対応できる看護学の教育者・研究者を育成 ウ 卒業後教育 現場で働く卒業生に対する直接的なフォローアップ体制を確立 (2) 教育の実施体制 ア 教育の質の改善・向上 イ 教育評価システムの確立 イ アカルティ・ディベロップメントを推進 イ 教育評価システムの確立 ウ 学生の学習方法及び教員の授業方法にフィードバックすることのできる評価システムを確立 ウ 教育環境の整備・充実 自律した看護職の基礎教育に必要な教育環境を整備 (3) 優秀な学生の確保 ア 入学者選抜(学部) 大学の教育理念、アドミッション・ポリシーを明示し、多様な選抜方法を開発・導入 イ 入学者選抜(大学院) 保健・医療・福祉の領域から広く職業経験を有する社会人学生の受け入れ</p>
学部	保健医療学部											
研究科	保健医療学研究科											
学部	看護学部											
研究科	看護学研究科											
住民に対して提供するサービスの他の業務の質の向上に関する事項	<p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果 ① 学部教育 地域の保健・医療・福祉の向上に貢献できる保健医療技術者を育成 ② 大学院教育 卓越した実践能力と調整能力を持つ高度専門職業人、次代を担う人材の育成、指導を行う教育者、地域社会の諸課題へ対応するための研究開発能力に優れた研究者を養成 (2) 教育内容の改善 ① 教育課程 最新の知見に基づき、教育課程の継続的な改善。 ② 教育方法 効果的な授業形態の設定、指導方法の継続的な工夫 (3) 教育実施体制の充実 ① 教員の配置 適切な教員の配置 ② 教育の質 授業内容や教育方法の改善のための組織的な取り組みの推進 ③ 教育環境 施設設備、資料等の計画的な整備、長期的な視点に立った維持管理 (4) 学生の確保 志願者の確保、大学が求める資質と能力を有する学生の確保 大学院における社会人の積極的な受け入れ (5) 学生支援の充実 ① 学習支援 自学自習のための学習環境の整備、きめ細かな学習指導の実施 ② 生活支援 生活全般に対する支援の充実 ③ キャリア支援 進路情報の十分な提供、研修の実施等、進路指導の充実</p>	<p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 学生の育成に関する目標 ア 学士課程 (7) 教養教育 国際化や情報化にふさわしい自己表現、主体的に課題を探究し、論理的思考により課題解決ができる人材を育成 (4) 専門教育 必要な基礎知識と臨床の総合的能力を有する人材、保健、医療及び福祉の連携・協調と地域特性を踏まえて実践できる人材を育成 イ 大学院課程 (7) 博士前期課程 保健、医療及び福祉のサービスの包括的提供を担う幅広い豊かな学識と高い専門的能力を備えた高度専門職業人を育成 (4) 博士後期課程 高度な学問的見識及び研究開発能力並びに豊かな人間性を有し、保健、医療及び福祉の分野において中核となる高度な研究者を育成 (2) 教育内容等に関する目標 ア 教育プログラムの再編 教養教育から専門教育までを一貫して体系的かつ段階的に履修できる教育プログラムの再編を実施 イ 教育方法の改善 成績評価基準の明確化、履修指導の充実等、学生による授業評価を有効に反映させる取組等、教育方法を改善 (3) 教育の実施体制に関する目標 ア 教員の教育能力の向上 研修制度の充実 イ 教育環境の整備 教員の大学運営への参画のあり方の見直し、専門性を備えた教務事務の支援 ウ 学習環境の整備 図書館の充実をはじめとする学生の学習環境の適切な整備 (4) 学生の受入れに関する目標</p>										

<p>業務運営の改善及び効率化に関する事項</p>	<p>受験生の能力、職業観、適応性等を適切に評価できる学生選抜方法による入学試験を実施 学士課程及び大学院課程において、入学定員に見合う学生数を継続的に確保 (5) 学生への支援に関する目標 ア 学生への学生生活支援 イ 学生へのキャリア支援 受験対策の実施、就職先の新規開拓、職場適応性のかん養、卒業後の未就職者に対する支援を行う等就職支援体制の充実や進学に関する支援</p> <p>2 研究に関する目標 (1) 研究水準の向上及び研究成果の発信 各専門分野における研究を深め研究水準を向上。 地域社会の活性化や県民の健康と福祉の向上に繋がる研究の実施、その成果の発信 (2) 研究実施体制の整備 研究環境の改善、研究活動活性化のための組織的強化等、研究活動を推進する体制の整備 研究活動の適正な評価の実施</p> <p>3 地域貢献に関する目標 行政、他の教育機関、研究機関、県内企業等との連携の強化 地域のニーズに合わせた学びの機会の提供 大学が有する保健・医療・福祉に関する高度な知見や教育研究の成果の地域への還元</p> <p>4 国際交流に関する目標 国際化に対応した教育研究の展開</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 運営体制の改善に関する目標 法人の機動的、効率的な運営体制の構築 学外の有識者及び専門家を積極的に任用</p> <p>2 教育研究組織の改善に関する目標 教育研究組織の継続的な点検、見直し</p>	<p>受験生の能力、職業観、適応性等を適切に評価できる学生選抜方法による入学試験を実施 学士課程及び大学院課程において、入学定員に見合う学生数を継続的に確保 (5) 学生への支援に関する目標 ア 学生への学生生活支援 イ 学生へのキャリア支援 受験対策の実施、就職先の新規開拓、職場適応性のかん養、卒業後の未就職者に対する支援を行う等就職支援体制の充実や進学に関する支援</p> <p>2 研究に関する目標 (1) 研究内容に関する目標 基礎研究から応用研究までの幅広い領域の研究の推進 (2) 研究水準及び研究成果に関する目標 ア 研究水準の向上 優れた学術研究成果をあげる。 研究成果について適切に評価し、改善を実施 イ 研究成果の活用 国内外に積極的に研究成果を発信 (3) 研究実施体制等の整備に関する目標 組織体制の確立、研究体系の見直し、研究環境の整備等、研究実施体制を充実 研究費の重点的配分等、弾力的な研究支援体制を構築 研究情報の提供及び学内外の研修制度を充実</p> <p>3 地域貢献に関する目標 (1) 地域連携の強化に関する目標 大学の人的資源、教育研究成果を地域社会、国際社会への還元 産官学連携を強化するための組織体制の確立 (2) 情報提供に関する目標 有用な情報の地域社会、国際社会への積極的な発信 (3) 国際交流に関する目標 国外の教育研究機関との連携による多様な教育研究活動の推進 (4) 人材供給に関する目標 県内就職の促進</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 運営体制の改善に関する目標 教員組織と事務組織の連携の強化 学内外の資源を活用した経営戦略による目標管理体制の確立</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標 教育研究活動の進展や地域ニーズに的確に対応した教育研究組織の継続的な見直し</p>	<p>ウ 大学の広報 多くの学生を確保するために積極的な広報活動を実施 (4) 学生への支援 ア 学習支援 学習に関する疑問や悩みを容易に相談できる支援体制を強化 イ 生活支援 生活相談、健康相談、学内外における自主的活動等への支援体制の強化 ウ 国家試験支援 看護師、保健師及び助産師の国家試験支援体制の強化 エ 就職支援 就職を希望する学生への相談支援体制の強化</p> <p>2 研究 (1) 研究の方向 ア 目指すべき研究の方向 保健・医療・福祉の分野における基礎的な知見を生み出す研究の実施 社会に直接還元できる成果を目指した研究プロジェクトの創設 イ 成果の社会への還元 研究成果の社会への発信 (2) 研究の実施体制 ア 実施体制 弾力的な研究実施体制の構築 イ 研究の質の向上 研究の自己点検・評価体制の検討</p> <p>3 社会貢献 (1) 地域社会への貢献 看護職者や地域の住民ニーズに応じた取組の実施 (2) 国際社会への貢献 国際交流、国際協力の促進 アジアを中心とした看護ネットワークの構築 国内外から研修員や留学生を積極的に受け入れる体制の整備</p> <p>III 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 運営体制 (1) 運営体制の強化 理事長の強いリーダーシップの発揮 運営方針を確立し、効果的に実行するための運営体制の整備 教員組織と事務組織の連携を強化 (2) 学内資源の効果的配分 人員、予算等の学内資源の効果的な配分 大学の教育、研究及び社会貢献活動の重点領域への予算の集中的配分 (3) 学外有識者の登用</p>
----------------------------------	--	---	--

	<p>3 人事の適正化に関する目標</p> <p>(1) 人材の確保 大学の特性を考慮した任期制の導入等、公立大学法人の特長を生かした人事制度の構築</p> <p>(2) 業績評価制度の構築 教育活動、研究活動、地域貢献等多様な分野の評価を適正な実施その評価結果を処遇に反映させる仕組みを構築</p> <p>4 事務等の効率化、合理化に関する目標</p> <p>事務処理の簡素化、外部委託の活用を含めた事務組織、業務の継続的な見直し</p>	<p>3 人事の適正化に関する目標</p> <p>職員の適正人員について随時見直し、適正配置 業務内容や専門性に応じた優秀な人材を確保 人事・給与制度、研修制度等の確立</p> <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>事務組織の見直し、事務の集約化・簡素化と適切な配分、専門能力が高いプロパー職員を採用・養成、教員の事務知識の習得 大学業務の外部委託や直接管理のあり方の検討</p> <p>5 広報活動の推進に関する目標</p> <p>高等学校等関係者や広く県民に対して教育研究活動、受験、学生生活、就職等の情報の発信 大学の特色や魅力について高い関心が持たれるよう、効果的な広報活動を推進</p>	<p>学外の有識者及び専門家を役員、委員への積極的な登用</p> <p>2 人事の適正化</p> <p>(1) 人事制度 教育研究に従事する教員の職務の特性を踏まえた勤務時間の弾力化 兼業について新たな承認基準の設定 教職員の能力向上、組織の活性化に資する人事制度の導入</p> <p>(2) 評価制度 各教員の業績を多面、適正に評価する制度の導入 事務職員の評価制度の導入の検討</p> <p>(3) 人材の確保 中長期的な観点による職員定数、人件費の適正管理 教育研究組織及び事務局組織の業務内容や専門性に応じた優秀な人材の確保 人的資源を効果的な活用</p>
<p>財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 自己収入の確保に関する目標</p> <p>(1) 外部研究資金の獲得 外部研究資金の積極的獲得</p> <p>(2) その他自己収入の確保 授業料、入学科、入学検査料等の自己収入の確保、増加</p> <p>2 経費の効率化に関する目標</p> <p>法人の業務の継続的な見直しによる効率的な運営</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>経営的視点に立った資産の効果的、効率的な管理、活用</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>(1) 教育関連収入に関する目標 学生納付金等の社会的事情を考慮した適正な料金設定</p> <p>(2) 研究関連収入に関する目標 競争的研究資金等の外部研究資金及び奨学金等収入の獲得</p> <p>(3) 財産関連収入に関する目標 大学施設を積極的に解放による収入の確保</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>適切な予算配分、無駄のない予算執行、組織運営の効率化、事務事業の合理化等、有効な業務改善</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>資産を運用し管理する体制の整備</p>	<p>IV 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 事務等の効率化及び経費の抑制</p> <p>法人の業務運営方法の見直し、管理費・運営費の抑制 事務局の組織体制、事務処理体制の見直し 経費抑制等に対する教職員の意識改革の実施 外部委託等の有効活用 他の公立大学法人等との共同事務処理の検討</p> <p>2 外部研究資金及びその他自己収入の獲得</p> <p>(1) 外部研究資金の獲得 科学研究費補助金等外部研究資金を獲得するための支援体制の整備</p> <p>(2) 自己収入の確保 学生納付金、公開講座講習料等の受益者負担金の適正な金額設定、確実に収入</p> <p>3 資産の適正管理及び有効活用</p> <p>(1) 資産の適正管理 法人資産の運用・管理する仕組みの整備</p> <p>(2) 資産の有効活用 大学の施設・設備の有効な活用 大学や研究者が保有する知的財産の活用</p>
<p>教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報</p>	<p>第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>法人、大学の諸活動の多面的な自己点検、評価の実施、その結果を公表 教育研究活動や法人の業務運営の改善に活用する仕組みの確立</p>	<p>第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>教育研究活動及び組織・業務運営の状況の自己点検の効率的、効果的な体制の整備 定期的な自己点検、自己評価の実施 第三者機関による外部評価の受検</p> <p>2 評価結果の活用に関する目標</p>	<p>V 教育、研究、社会貢献及び組織運営の状況に関する自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 自己点検及び自己評価の充実</p> <p>(1) 自己点検及び自己評価の実施 中期計画、年度計画の達成状況について、自己点検、自己評価の毎年実施</p> <p>(2) 評価結果の活用 自己点検、評価及び第三者評価結果の公表</p>

<p>の提供に 関する事 項</p>	<p>2 情報公開の推進に関する目標 教育研究及び組織運営の状況に関する情報を積極的に公開</p>	<p>3 情報の提供に関する目標 教育研究活動及び組織・業務運営の情報の積極的な公表 自己点検、自己評価の結果の公表</p>	<p>2 情報公開の推進 大学の教育研究活動・社会貢献の成果、運営の状況に関する情報を積極的に公開</p>
<p>その他業 務運営に 関する重 要事項</p>	<p>第6 その他業務運営に関する目標 1 安全管理に関する目標 大学の学内における事故、犯罪及び災害による被害の発生を未然に防止 安全衛生管理体制と防犯、防災対策の強化</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備、活用等に関する目標 大学の施設設備の適切な維持管理の実施 教育研究活動における良好な環境の維持 地域貢献を踏まえた大学施設の地域開放</p> <p>2 安全管理に関する目標 学生及び職員の健康と安全の確保 防災、学内セキュリティ、安全衛生等の検証、実験施設等における安全管理の普及・啓蒙</p> <p>3 人権啓発に関する目標 学生及び職員に対する人権意識の向上。</p> <p>4 法令遵守に関する目標 法令遵守の徹底</p>	<p>VI その他業務運営に関する重要目標 1 施設・設備の整備・活用 長期的な展望の下、施設・設備の整備・活用計画の策定</p> <p>2 大学の安全管理 学内における事故や犯罪及び災害の発生を未然防止 安全衛生管理体制及び防災・防犯体制の整備</p> <p>3 モラルと人権啓発の推進 学生及び教職員のモラルと人権意識の向上</p>

他県の中期計画記載事項例（公立大学法人）

計画の期間	公立大学法人山形県立保健医療大学	公立大学法人青森県立保健大学	公立大学法人大分県立看護科学大学
住民に対して提供するサービスの他の業務の向上に関する目標を達成するための措置	<p>第1 中期計画の期間 中期計画の期間は、平成21年4月1日から平成27年3月31日までの6年間とする。</p> <p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果</p> <p>① 学部教育 優れた人材を育成するため、教育課程や教育方法等、教育に関する諸分野において以下に掲げる計画を着実に実行</p> <p>② 大学院教育 高度な専門的知識・技術と国際的視野を備え、指導的役割を發揮できる人材を育成するため、以下に掲げる計画を着実に実行</p> <p>(2) 教育内容の改善</p> <p>① 教育課程 学部教育 ア 総合基礎教育科目及び専門教育科目について、有機的、体系的に編成しながら不断に改善 イ 総合基礎教育科目については、各学科共通で、保健医療の基盤となる全人的な人間の理解とその人間を取り巻く社会への理解を深める編成 ウ 専門教育科目については、早い段階から保健医療専門職としての自覚を促す教育 エ 「チーム医療」の考え方や、山形県保健医療計画の基本理念である「官民の協働」による保健医療提供体制の充実」を重視した教育 大学院教育 ア 保健医療に関する最新の知見や先進国の優れた教育及び研究成果を活用しながら不断に改善 イ 社会人の履修条件に配慮した教育課程の編成</p> <p>② 教育方法 学部教育 ア 各科目で行う講義や演習等について、継続的かつ効果的な工夫・改善 イ 実習先施設との連携を図るとともに、実習前の臨床能力試験を実施するなどその充実 ウ 内容の質的向上につながる取組み エ 外国語教育の充実 オ 学生の成績評価や単位認定、進級・卒業判定に関する基準や方法について、実施の明朗化を図るとともに、公正かつ適正に行うことができるよう継続的に検証 カ 留年、休学、退学等の状況や原因を分析し、教育指導方法の改善に役立てるとともに、その発生防止 大学院教育 ア 大学院生が円滑に履修に取り組めるよう支援するとともに、研究指導においては、質の高い研究論文の作成を支援 イ 大学院生の国際性を涵養する取組み ウ 成績評価方法の充実 エ 大学院生の教育・研究能力の向上に資する取組み (3) 教育の実施体制の充実 ① 教員の配置 ア 教員の資質や適性を踏まえた適切な教員配置 イ 民間人や実践者等の外部有識者を効果的に登用 ② 教育の質</p>	<p>I 中期計画の期間 平成20年4月1日から平成26年3月31日までの6年間</p> <p>II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための計画</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための計画</p> <p>1) 学生の育成に関する目標を達成するための計画 ア 学士課程 リベラルアーツ教育（教養教育）の重視 専門教育の充実 大学院課程 院生の実践的研究能力の育成 博士後期課程の教育研究体制の改善 院生の研究成果の活用 連携大学院の構築 2) 教育内容等に関する目標を達成するための計画 ア 教育プログラムの再編 第4次カリキュラムの編成 イ 教育方法の改善 成績評価基準の整備 GPA制度 学部長リスト、学長リスト 学習知識と技能の到達度評価方法の開発 3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための計画 ア 教員の教育能力の向上 学生による授業評価の実施 ピア評価の実施 教育業績評価の実施 F D研修の実施 イ 教育環境の整備 教員の授業分担の公平性の確保 学部内の連携体制の充実 専門性を備えた教務学生事務の支援 ウ 学習環境の整備 図書館の充実 教育資源の機能集約 サテライトの継続 大学スペースの有効活用 4) 学生の受入れに関する目標を達成するための計画 入学者選抜方法の見直し 高大連携の推進 大学院の長期在学コースの設置 単位取得退学者の修了制度の導入 学生募集活動事業の実施 5) 学生への支援に関する目標を達成するための計画 ア 学生への学生生活支援 学生窓口体制の充実 学生への健康指導及び管理の充実 授業料免除制度、奨学制度 学生の自主的活動の支援 良き「伝統」と「誇り」の醸成 イ 学生へのキャリア支援 就職・進学支援の強化 国家試験対策事業の実施</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育</p> <p>(1) 教育の内容 ア 学部教育 (ア) a 人間科学科目を充実 b 授業科目の配置などを検討し工夫 c ゆとりあるカリキュラムとなるよう工夫するとともに、人間性を培う教養教育の充実 d 学習法をWeb などを用いて指導する。 e わかりやすいテキスト作成又は適切な教科書選定 f 卒業研究の指導体制をさらに充実 g 社会的・倫理的な規範意識(国際的な水準として必要とされる倫理基準)を培うことができるようカリキュラムの整備 (イ) a 実習教育をさらに充実させ、指導体制を整備 b 入学後の早い時期から看護について学習する機会を作り、授業・演習・実習のプログラムを組み合わせた効果的な教育を実施 c 学の看護技術の習得状況に応じて個別指導を行うとともに、定期的なカリキュラムの見直し d 課題を課した少人数制を採用及びマルチメディア機器、教材を活用 (ウ) a 通常授業と並行して、CALL システムや英語多読学習などの自己学習法を促進及び韓国語、中国語などの学習の拡充 b 情報リテラシーの育成 イ 大学院教育 (ア) a 看護職者が、生活習慣病などに対する疾病予防の推進役となるべくスプロモーション教育の実施 b 博士課程(前期)修了者の社会的需要を向上 c 無医地区で活躍できる高度実践看護士の養成を目指した教育プログラムを姉妹校などと共同で開発 d 学生のニーズにこたえる多様なカリキュラム編成 e 種々の分野の専門看護師(CNS)コースを開設 f 助産師、保健師の資格取得の大学院化を図り、看護職のキャリアアップを目指す g 社会人学生が教育研究に専念できるような、学びやすい環境を整備 (イ) 看護職以外の資格者も本学大学院に受け入れ、看護学の教育研究の発展に寄与できる人材の育成 ウ 卒業教育 a 卒業生のフォローアップ体制を整備するとともに、実務的な知識・技術等の情報や看護学の最新の動向などを教授する卒業教育体制を確立 b 卒業生とともに看護の質向上を図る看護支援体制を整備 c 卒業生と大学、卒業生同士が情報交換を常に行えるようインターネットによるネットワークを構築し、活用 (2) 教育の実施体制 ア 教育の質の改善・向上 教員を国内外への研修会・学会などに積極的に参加させる</p>

<p>ア 教育の質の向上につながる取組みを組織的かつ効果的に行うための体制の整備</p> <p>イ 授業内容や教育方法の改善につながる取組みを積極的に展開</p> <p>ウ 教育についての自己評価や外部評価の結果を授業内容や教育方法の改善にフィードバックする取組み</p> <p>エ 大学院教育課程の組織的展開の強化に努める。</p> <p>③ 教育環境</p> <p>ア 教育指導に使用する施設・機械について、適切な維持管理を行うとともに、計画的に整備・更新</p> <p>イ 自学自習施設・設備の充実</p> <p>ウ 附属図書館について、利用者ニーズを踏まえた蔵書・資料の充実とサービスの向上</p>	<p>(数値目標)</p> <p>和書及び洋書を合わせた蔵書数について、20年度末の5万5千冊から、最終年度まで6万冊以上の水準に引き上げる。</p> <p>(4) 学生の確保</p> <p>ア 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を平成21年度中に策定し、公表</p> <p>イ 広報の強化</p> <p>ウ 選抜方法や試験日程等入試制度全般にわたり継続的な検討、改善</p> <p>エ 大学院における、社会人向けの履修環境の改善や県内自治体等からの派遣生の受入れ環境の検討など、必要な取組みを展開</p> <p>(5) 学生支援の充実</p> <p>① 学習支援</p> <p>ア シラバスの充実</p> <p>イ 学生が教員に対して気軽に学習等の相談をできる環境を整備</p> <p>ウ 学生の履修状況について、きめ細かな指導・助言</p> <p>ウ 自学自習施設・設備の充実</p> <p>エ 障がいや疾病のある学生が支障なく学習や研究に取り組めるよう、学内環境の点検・整備</p> <p>② 生活支援</p> <p>ア 学生相談に関する体制等の整備、充実</p> <p>イ 学生の自主的活動を奨励するとともに、必要な支援</p> <p>ウ 学生の疾病や健康相談等に迅速かつ適切に対応できる体制を整備</p> <p>エ 授業料減免等の制度を活用し支援</p> <p>③ キャリア支援</p> <p>ア 資格取得に向けた各種の支援策を効果的に実施</p>	<p>(数値目標)</p> <p>就職希望者の就職率100%を目指す。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準の向上及び研究成果の発信</p> <p>ア 研究水準の向上につながる取組みを継続的に展開</p> <p>イ 個人研究のほか、県内の行政機関や病院職員等との共同研究を行い、その解決に積極的に取り組む</p> <p>教員が行った研究の成果については、広く公表</p> <p>(2) 研究実施体制の整備</p> <p>ア 研究活動の活性化と研究の質の向上を検討するための学内委員会</p>	<p>ア 教育評価システムの確立</p> <p>a 2年次終了時に進級試験を導入し、2年次までの学習の到達度を確認</p> <p>b 各実習段階ごとに、学生の看護技術の習得及び実践能力を判定</p> <p>c 学生による授業評価のあり方・実施方法について検討</p> <p>学生以外の授業評価のあり方・実施方法についても並行して検討し、総合的な授業評価システムを開発</p> <p>ウ 教育環境の整備・充実</p> <p>a Webベースの自己学習支援を整備</p> <p>b 情報検索法を整備</p> <p>c 平成18年度から大分大学の遠隔授業システムに参加し、授業の共有</p> <p>(3) 優秀な学生の確保</p> <p>ア 入学者選抜(学部)</p> <p>a 高校生などに魅力ある看護職の大学教育を周知</p> <p>b 一般選抜入試の方法や試験科目を工夫し優秀な学生の受入れを促進</p> <p>c 高大連携を推進し、高校との情報交換の強化</p> <p>イ 入学者選抜(大学院)</p> <p>職業経験を有する社会人学生を大学院に積極的に受け入れるため、平成19年度から基礎学力、意欲、経験などを評価する総合的な選考方法を導入</p> <p>ウ 大学の広報</p> <p>a 大学説明会、オープンキャンパス、模擬授業、高校訪問等を実施</p> <p>b 県内外の各地で進学説明会を開催し、大学の特色や学生受入方針を入学者希望者に周知</p> <p>c パンフレット等により学部生・入学希望者に周知</p> <p>(4) 学生への支援</p> <p>ア 学習支援</p> <p>a 全学生をコンタクトグループに配属し、学生の交流や情報交換、相談を支援</p> <p>b 学年担任制をとり、4年間にわたり学習、生活に対して一貫した指導</p> <p>c 少人数指導、個別指導を強化</p> <p>d 学習指導の充実により、成績不振による留年や休学を減少させる</p> <p>イ 生活支援</p> <p>a 学生生活を支援する委員会活動を強化し、個別の健康相談等に対応</p> <p>b 交通安全教育やセクシャルハラスメント、アカデミックハラスメントに対する教育・予防対策を促進</p> <p>c 学生の自主的活動を奨励する支援を強化</p> <p>ウ 国家試験支援</p> <p>a 試験前の一定期間には補講、模擬試験及び技術指導を集中的に実施</p> <p>b 合格率100%を目指す</p> <p>エ 就職支援</p> <p>a 就職を支援する委員会活動を強化</p> <p>b 就職率100%を目指す</p> <p>c 産業保健、学校看護など、卒業生の活動領域の拡大</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための計画</p> <p>1) 研究内容に関する目標を達成するための計画</p> <p>学科横断的・学際的プロジェクト研究の推進</p> <p>2) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための計画</p> <p>産学官連携や学内外共同研究の推進</p> <p>研究水準及び研究成果の向上</p> <p>教員研究費に係る制度設計</p> <p>3) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための計画</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための計画</p> <p>1) 研究内容に関する目標を達成するための計画</p> <p>学科横断的・学際的プロジェクト研究の推進</p> <p>2) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための計画</p> <p>産学官連携や学内外共同研究の推進</p> <p>研究水準及び研究成果の向上</p> <p>教員研究費に係る制度設計</p> <p>3) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための計画</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準の向上及び研究成果の発信</p> <p>ア 研究水準の向上につながる取組みを継続的に展開</p> <p>イ 個人研究のほか、県内の行政機関や病院職員等との共同研究を行い、その解決に積極的に取り組む</p> <p>教員が行った研究の成果については、広く公表</p> <p>(2) 研究実施体制の整備</p> <p>ア 研究活動の活性化と研究の質の向上を検討するための学内委員会</p>	<p>ア 教育評価システムの確立</p> <p>a 2年次終了時に進級試験を導入し、2年次までの学習の到達度を確認</p> <p>b 各実習段階ごとに、学生の看護技術の習得及び実践能力を判定</p> <p>c 学生による授業評価のあり方・実施方法について検討</p> <p>学生以外の授業評価のあり方・実施方法についても並行して検討し、総合的な授業評価システムを開発</p> <p>ウ 教育環境の整備・充実</p> <p>a Webベースの自己学習支援を整備</p> <p>b 情報検索法を整備</p> <p>c 平成18年度から大分大学の遠隔授業システムに参加し、授業の共有</p> <p>(3) 優秀な学生の確保</p> <p>ア 入学者選抜(学部)</p> <p>a 高校生などに魅力ある看護職の大学教育を周知</p> <p>b 一般選抜入試の方法や試験科目を工夫し優秀な学生の受入れを促進</p> <p>c 高大連携を推進し、高校との情報交換の強化</p> <p>イ 入学者選抜(大学院)</p> <p>職業経験を有する社会人学生を大学院に積極的に受け入れるため、平成19年度から基礎学力、意欲、経験などを評価する総合的な選考方法を導入</p> <p>ウ 大学の広報</p> <p>a 大学説明会、オープンキャンパス、模擬授業、高校訪問等を実施</p> <p>b 県内外の各地で進学説明会を開催し、大学の特色や学生受入方針を入学者希望者に周知</p> <p>c パンフレット等により学部生・入学希望者に周知</p> <p>(4) 学生への支援</p> <p>ア 学習支援</p> <p>a 全学生をコンタクトグループに配属し、学生の交流や情報交換、相談を支援</p> <p>b 学年担任制をとり、4年間にわたり学習、生活に対して一貫した指導</p> <p>c 少人数指導、個別指導を強化</p> <p>d 学習指導の充実により、成績不振による留年や休学を減少させる</p> <p>イ 生活支援</p> <p>a 学生生活を支援する委員会活動を強化し、個別の健康相談等に対応</p> <p>b 交通安全教育やセクシャルハラスメント、アカデミックハラスメントに対する教育・予防対策を促進</p> <p>c 学生の自主的活動を奨励する支援を強化</p> <p>ウ 国家試験支援</p> <p>a 試験前の一定期間には補講、模擬試験及び技術指導を集中的に実施</p> <p>b 合格率100%を目指す</p> <p>エ 就職支援</p> <p>a 就職を支援する委員会活動を強化</p> <p>b 就職率100%を目指す</p> <p>c 産業保健、学校看護など、卒業生の活動領域の拡大</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準の向上及び研究成果の発信</p> <p>ア 研究水準の向上につながる取組みを継続的に展開</p> <p>イ 個人研究のほか、県内の行政機関や病院職員等との共同研究を行い、その解決に積極的に取り組む</p> <p>教員が行った研究の成果については、広く公表</p> <p>(2) 研究実施体制の整備</p> <p>ア 研究活動の活性化と研究の質の向上を検討するための学内委員会</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための計画</p> <p>1) 研究内容に関する目標を達成するための計画</p> <p>学科横断的・学際的プロジェクト研究の推進</p> <p>2) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための計画</p> <p>産学官連携や学内外共同研究の推進</p> <p>研究水準及び研究成果の向上</p> <p>教員研究費に係る制度設計</p> <p>3) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための計画</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準の向上及び研究成果の発信</p> <p>ア 研究水準の向上につながる取組みを継続的に展開</p> <p>イ 個人研究のほか、県内の行政機関や病院職員等との共同研究を行い、その解決に積極的に取り組む</p> <p>教員が行った研究の成果については、広く公表</p> <p>(2) 研究実施体制の整備</p> <p>ア 研究活動の活性化と研究の質の向上を検討するための学内委員会</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準の向上及び研究成果の発信</p> <p>ア 研究水準の向上につながる取組みを継続的に展開</p> <p>イ 個人研究のほか、県内の行政機関や病院職員等との共同研究を行い、その解決に積極的に取り組む</p> <p>教員が行った研究の成果については、広く公表</p> <p>(2) 研究実施体制の整備</p> <p>ア 研究活動の活性化と研究の質の向上を検討するための学内委員会</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準の向上及び研究成果の発信</p> <p>ア 研究水準の向上につながる取組みを継続的に展開</p> <p>イ 個人研究のほか、県内の行政機関や病院職員等との共同研究を行い、その解決に積極的に取り組む</p> <p>教員が行った研究の成果については、広く公表</p> <p>(2) 研究実施体制の整備</p> <p>ア 研究活動の活性化と研究の質の向上を検討するための学内委員会</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための計画</p> <p>1) 研究内容に関する目標を達成するための計画</p> <p>学科横断的・学際的プロジェクト研究の推進</p> <p>2) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための計画</p> <p>産学官連携や学内外共同研究の推進</p> <p>研究水準及び研究成果の向上</p> <p>教員研究費に係る制度設計</p> <p>3) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための計画</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準の向上及び研究成果の発信</p> <p>ア 研究水準の向上につながる取組みを継続的に展開</p> <p>イ 個人研究のほか、県内の行政機関や病院職員等との共同研究を行い、その解決に積極的に取り組む</p> <p>教員が行った研究の成果については、広く公表</p> <p>(2) 研究実施体制の整備</p> <p>ア 研究活動の活性化と研究の質の向上を検討するための学内委員会</p>
---	---	---	--	---	---	---	--	---	--	---	--	--	--	---	--

<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成する</p>	<p>を平成21年度に設置 イ 研究活動の推進に必要な施設、機器等について定期的に点検するとともに、計画的な整備拡充 ウ 学内の倫理審査に関する規定を整備及び厳正な倫理審査 エ 大学の研究活動全般について、定期的な自己評価及び外部評価により適切に検証し、必要な改善</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 ア 大学運営の透明性の向上 イ 法人の理事については、分野別の担当制を採用し、効果的に理事長を補佐する執行体制を構築</p>	<p>研究活動基盤の整備</p> <p>3 地域貢献に関する目標を達成するための計画</p> <p>1) 地域連携の強化に関する目標を達成するための計画 キャリアアップ教育の実施 2) 情報提供に関する目標を達成するための計画 教育研究成果に係る情報提供の充実 3) 国際交流に関する目標を達成するための計画 国際交流関係機関との連携による国際交流の推進 国際交流に関連した公開講座等の開催 海外教育機関等との国際交流の推進 国外における研究研修活動の推進 留学生等の修学支援 4) 人材供給に関する目標を達成するための計画 学生の就職活動への支援</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための計画</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための計画 業務運営に関する目標管理体制の構築 監査業務体制の整備</p>	<p>b 地域の看護職者を対象とした研究成果報告会を開催し、成果を情報発信 c 学園祭及びオープンキャンパスを利用して研究成果を地域へ積極的に発信 d 本学の看護研究交流センターが主宰するインターネットジャーナル「看護科学研究」の読者や投稿者を増やし、優れた研究成果を社会に発信できる学術雑誌に育てる</p> <p>(2) 研究の実施体制 ア 実施体制 a 大学が重点的に推進する研究に優先的に研究資金や研究資材を配分・配置 b 大学の研究費を競争的に資金配分 c 大学外の関連機関との共同研究を推進し、保健・医療・福祉の多面的・横断的研究を促進 d 外部資金を含む研究資金の確保。特に、科学研究費補助金には全教員が申請 イ 研究の質の向上 a 評価結果を研究課題の見直しや研究費の配分等に反映させる仕組みを整備 b 看護関係者を対象に公開の研究成果討論会を開催 c 大分看科大ソウル大研究交流会を毎年開催 d 国際的な場での研究討論に参加</p> <p>3 社会貢献</p> <p>(1) 地域社会への貢献 a 看護学に関する地域の教育研究拠点として地域課題の解決に貢献 b 教員を地域へ派遣し研究を支援 c 現職の医療・福祉従事者が知識や技術の向上を図るためのスキルアップ講座を実施 d 一般県民を対象とした公開講座や健康運動教室などを企画し開催 e 地域住民との交流の場を積極的に設ける f 看護職者を対象として、公開講義、看護国際フォーラム、ソウル大学研究交流会などを定期的に開催 g 看護協会などと協力して、看護職者を対象とした教育・研修活動を実施</p> <p>(2) 国際社会への貢献 a 姉妹校協定を結ぶ海外の大学と協力して、国際的な看護ネットワークづくりを推進 b JICA(国際協力機構)と協力して、アジア地域を中心とするODA活動に参加し、地域の医療や看護教育の改善に貢献 c 国際的に通用する専門看護師及び高度実践看護師の育成を推進 d 姉妹校及びODA活動などを通じて、積極的に研修員や留学生の派遣・受入れ e 常に世界的な視点から看護をとらえる環境を構築 f 大学コンソーシアムおおいの会員校として、留学生の健康管理等の情報を提供</p>
<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成する</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 ア 大学運営の透明性の向上 イ 法人の理事については、分野別の担当制を採用し、効果的に理事長を補佐する執行体制を構築</p>	<p>Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための計画</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための計画 業務管理体制の構築 監査業務体制の整備</p>	<p>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのべき措置</p> <p>1 運営体制 (1) 運営体制の強化 a 学長を兼ねる理事長が、強いリーダーシップを発揮し、弾力的かつ機動的な運営を目指す。そのために、各理事の担当業務を明確にし、理事長を補佐する体制を強化</p>

<p>ためとるべき措置</p>	<p>ウ 学内の各種委員会について、適直所掌事務の見直しや組織を改編 2 教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置 時勢に対応した組織・制度の見直し</p> <p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (1) 人材の確保 ア 人事の活性化方策を検討し、優れた教員の継続的な確保 イ 教員の採用等について、公正で透明性の高い制度の運用 ウ 臨床(臨地)教授制度の導入の検討、整備 エ 外国人教員の登用を推進 (2) 業績評価制度の構築 ア 教員について、本学に適した業績評価制度を平成23年度を目標に構築 4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置 ア 事務負担の軽減 イ 外部委託(アウトソーシング)が可能な業務について、費用対効果による妥当性等を踏まえその活用を進める ウ I T 利用の更なる推進</p>	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための計画 地域ニーズの調査 他大学との連携による教育研究活動の活性化及び高度化の推進</p> <p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための計画 優れた教育研究者の確保 人事評価システムの整備 事務職員に対する研修制度の導入 教職員の定数管理計画の策定及び適正配置 事務職員の計画的な配置</p> <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための計画 事務組織の見直し 事務の集約化及び効果的な外部委託の実施 プロパー職員の計画的な配置及び専門性の育成</p> <p>5 広報活動の推進に関する目標を達成するための計画 効果的な広報活動の推進</p>	<p>b 大学の教育、研究及び社会貢献活動に対する方向性を明確にし、全学的な運営方針を確立 c 理事会、経営審議会、教育研究審議会及び教授会の役割分担を明確にし、機能的な大学運営 d 学内の委員会を整理統合し、効率的な運営 e 教員と事務職員がそれぞれの専門性をいかし、相互に補完しつ一つ一体となって事業の企画、立案及び運営 (2) 学内資源の効果的配分 a 全学的かつ中長期的な視点に立ち、大学の目標と重点領域に留意しつつ、予算の編成及び配分と教職員の配置を行うための仕組みを整備 b 大学予算の執行に当たっては、理事長の裁量のもと、重点領域に集中的に配分できるよう、柔軟に運用できる財務の仕組みを構築 (3) 学外有識者の登用 a 学外の有識者及び専門家を理事、経営審議会委員又は教育研究審議会委員に登用 b 学外者を通じて、大学に対する社会のニーズを把握し、業務への反映を図ると同時に、大学の活動や成果を社会に周知</p> <p>2 人事の適正化 (1) 人事制度 a 教員について、平成18年度から裁量労働制を導入 b 大学の目的や勤務態勢に応じた新たな兼業承認基準を設定し、柔軟かつ適正に運用 c 他の大学・教育研究機関への出向や学外研修制度を整備すると同時に、教員に対する評価制度に基づいた任期制の導入に向けて、他の大学等の状況を調査検討し、大学の特性にあった任期制を整備 (2) 評価制度 a 教員に対する業績評価について、教育研究活動の特殊性に配慮して評価項目及び評価基準を作成するとともに、定期的に見直し b 評価結果を活用して、各教員の意識・意欲及び能力の向上、ひいては大学の業務全般の改善と活性化を図る。また評価結果は、研究費の配分や給与、昇任等の処遇に反映 c 業績評価制度は平成18年度から導入 d 事務職員に対しても、勤務意識や能力の向上に資する制度の導入を検討し、整備 (3) 人材の確保 a 中長期的な観点に立って、教職員の採用や育成に関する基本計画を策定し、計画に沿って職員定数及び人件費を適正に管理するとともに、大学の効果的な運営を促進 b 教職員の採用にあたっては、公募を原則とし、性別、国籍等にとらわれない能力本位の選考を実施 c 様々な方法により、高度な専門性を有する人材を登用 d 業務の内容に応じて、大学固有職員、大分県からの派遣職員及び人材派遣職員等を適切に配置するとともに、業務研修の充実や他大学等との人事交流の実施を検討 e 県派遣職員は、業務運営の状況等を勘案しつつ、段階的に縮減</p>
------------------------	---	---	--

<p>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 外部研究資金の獲得</p> <p>ア 外部研究資金の獲得</p> <p>イ 外部研究資金獲得に対するインセンティブを付与する仕組みを構築</p>	<p>(数値目標)</p> <p>科学研究費補助金の申請件数を、過去6年間(平成15~20年度)の平均件数の1.5倍に増加させる。</p>	<p>(数値目標)</p> <p>管理的経費について、効率的な執行に取り組むことにより毎年1.5%以上の節減を目指す。</p>	<p>イ 外部委託(アウトソーシング)が可能な業務について、費用対効果による妥当性等を踏まえ活用(再掲)</p> <p>ウ 職員のコスト意識の醸成</p>	<p>IV 財務内容の改善に関する目標を達成するための計画</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための計画</p> <p>1) 教育関連収入に関する目標を達成するための計画</p> <p>学生納付金等の見直し</p> <p>2) 研究関連収入に関する目標を達成するための計画</p> <p>外部研究資金の積極的導入</p> <p>共同研究、受託研究費及び奨学寄付金の獲得の推進</p> <p>3) 財産関連収入に関する目標を達成するための計画</p> <p>宿泊施設に係る料率の見直し及び大学施設の有料開放の推進</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための計画</p> <p>「コスト削減プラン」の構築</p> <p>管理運営経費の縮減</p> <p>学内情報システムに係る管理体制の合理化</p> <p>契約期間の複数年度化及び調達方法の見直し</p> <p>人件費の縮減</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための計画</p> <p>資産の運用管理体制の構築による資産の延命</p> <p>資産の学内外での共同利用及び地域開放の推進</p>	<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 事務等の効率化及び経費の抑制</p> <p>a 業務運営方法を全学的に見直し</p> <p>b 事務の整理統合や決裁手続の見直しを行い、迅速かつ効率的な事務処理を行う体制を整備</p> <p>c 各種様式や申請・届出・許可等に係る手続を見直し、事務処理の合理化・簡素化</p> <p>以上のことを達成するために、IT利用を積極的に推進</p> <p>d 定期的に事務処理体制を点検し、点検結果や状況の変化に対応して効果的に業務を遂行</p> <p>e 光熱水費、印刷消耗品費、通信運搬費等の管理的経費の抑制については、目標を定めて全教職員に効率的な運用を徹底</p> <p>f 発注・契約の内容に応じて、クレジットカード・インターネットによる発注、一括発注や複数年度契約等、より合理的な方法を検討</p> <p>g 定型的業務について、外部委託や人材派遣職員等を活用して事務の効率化及び経費の抑制</p> <p>大学運営に係る企画立案などの専門的業務に、重点的に人員を配置</p> <p>教職員のコンピュータ・IT教育を推進し、実務能力の向上を図り、事務処理の合理化に寄与</p> <p>h 他の公立大学法人等と共同して実施した方が効率的な業務について、共同処理の検討</p>	<p>2 外部研究資金及びその他自己収入の獲得</p> <p>(1) 外部研究資金の獲得</p> <p>a 研究資金獲得に全学的に取り組む。科学研究費補助金については、原則として全教員が申請</p> <p>b 企業や自治体との共同研究・受託研究などに積極的に取り組み</p> <p>c 研究助成金公募等の情報収集や申請書類作成などを支援する体制を整備</p>	<p>(2) 自己収入の確保</p> <p>a 授業料、入学検査料、入学料、証明料及び公開講座講習料等の額は、受益者負担の観点から適正な金額を定めるとともに、社会情勢の変化に応じて適宜見直し</p> <p>b 授業料については、平成18年度から口座引き落としを導入</p>	<p>3 資産の適正管理及び有効活用</p> <p>(1) 資産の適正管理</p> <p>a 授業料等学生納付金や運営費交付金、研究資金等の金融資産について、管理ルールを策定し、適正に管理</p> <p>b 大学の固定資産を、適正に維持管理するとともに、有効活用</p> <p>c 職務上の発明等、法人に帰属する知的財産について、管理・活用や発明者への対価等に関するルールを策定し、適正に運用</p> <p>(2) 資産の有効活用</p> <p>a 大学の土地、施設、設備等について、貸付けを行うなど有効に活用</p> <p>b 研究成果、著作物その他の知的財産を有効に社会貢献に利用するため、研修会の開催やWeb化などの方法を検討するとともに、著作物等の保護に努める</p>
---	---	---	---	--	--	---	---	--	--	---

<p>教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p>	<p>第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 ア 点検・評価項目や実施手法等について継続的な改善・見直し イ 自己点検、評価及び外部評価の結果を踏まえ、教育研究活動や大学運営の一層の改善</p> <p>2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置 ア 財務情報や大学の目標・計画、外部評価の結果等法人の運営に関する諸事項について積極的に公表 イ 情報発信媒体の充実及び有効活用を図るとともに、多様な広報機会を通じて広報の強化 ウ 情報公開制度及び個人情報保護制度に関しては、適切に運用</p>	<p>V 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための計画</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための計画 中期目標・中期計画達成のための自己点検・評価体制の確立 第三者評価機関による評価の実施</p> <p>2 評価結果の活用に関する目標を達成するための計画 改善計画の策定</p> <p>3 情報の提供に関する目標を達成するための計画 教育に関する成果・効果の検証及び公表</p>	<p>IV 教育、研究、社会貢献及び組織運営の状況に関する自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 自己点検及び自己評価の充実 (1) 自己点検及び自己評価の実施 a 自己評価委員会を中心に、自己点検・自己評価を実施 b 自己点検・自己評価は、大学の教育、研究、社会貢献の状況及び法人組織の管理運営状況に対して、大学全体を対象に実施 (2) 評価結果の活用 a 自己点検・自己評価及び第三者評価の結果は、ホームページや報告書等により学内外に公表 b 自己点検・自己評価の結果明らかになった問題点は、検討の上改善計画を策定し着実に実施</p> <p>2 情報公開の推進 a 関係規程を整備し、情報公開請求に適切に対応。また、情報公開を促進する学内の体制を確立 b 大学の活動及び法人運営の状況について、県民、学生、受験生など広く社会へ公開する c 教育研究の成果の概要は、電子化してホームページで公開。論文などの成果物は、図書館で公開し、閲覧できるようにする d 財務運営状況や中期目標・中期計画等の法人情報をホームページに掲載し、公開 e 学内行事や学生及び教職員の活動について、広報・公開に努める。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p>	<p>第6 その他業務運営に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 安全管理に関する目標を達成するための措置 ア 安全衛生に関する管理体制や諸規定を整備 イ 学生及び職員健康管理を支援するための取組み ウ 事故等の未然防止 エ 大規模な災害や事故等の発生に備えた学内の組織体制や対応マニュアル等の整備、有事を想定した実践的な訓練 オ 各種ハラスメントによる人権侵害を防止する取組み カ 本学の情報セキュリティポリシーについて、IT技術の進展等を踏まえた見直しを行いながら適切な運用</p>	<p>VI その他業務運営に関する重要目標を達成するための計画</p> <p>1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための計画 施設設備の省エネ化 施設のあり方・活用方策への多様な意見の反映及び地域への開放</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための計画 危機管理に係る意識啓発 情報セキュリティポリシーの策定 個人情報保護</p> <p>3 人権啓発に関する目標を達成するための計画 人権教育の推進</p> <p>4 法令遵守に関する目標を達成するための計画 法令遵守活動の推進</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>1 施設・設備の整備・活用 a 既存の施設及び設備を最大限有効に活用しつつ、長期的な整備計画を策定 b 計画策定に当たっては、施設等の安全性・信頼性の確保、教育研究環境の充実、すべての人にとって利用しやすいキャンパスの実現及び学内外の環境や景観への影響に留意</p> <p>2 大学の安全管理 a 安全衛生に関する必要な規程を整備し、着実に実施 b 事故、災害の発生時の対策マニュアルを整備し、教職員に周知徹底 c 学生及び教職員の健康管理を効果的に推進するための学内体制を整備 d 学生及び教職員の喫煙率ゼロを目指した健康教育を展開 e 大学の施設、設備に対する日常的な点検を実施し、安全性の維持及び危険箇所の早期発見に努める f 危険物や施設、設備、器具等の管理及び使用に関するマニュアルの整備並びにその遵守を徹底し、事故防止に努める g 教職員の情報保護意識を向上。また学生に対して、情報セキュリティ教育や啓発活動を実施 h 学生及び教職員の防災・防犯意識の向上を図るために、定期的に安全教育を実施</p> <p>3 モラルと人権啓発の推進 a モラルの醸成及び人権侵害に対する相談、啓発、問題解決などに全学一体となって取り組むための組織を整備 b 学生及び教職員の人権啓発の向上並びに学内における各種ハラスメント行為等を防止するため、研修会や講演会等を実施 c 学生に対するモラルと人権啓発に関する教育を実施</p>
<p>予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p>	<p>第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算（平成21年度～平成26年度） 略</p> <p>2 収支計画（平成21年度～平成26年度） 略</p> <p>3 資金計画（平成21年度～平成26年度） 略</p>	<p>VII 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算（平成20年度～平成25年度） 略</p> <p>2 収支計画（平成20年度～平成25年度） 略</p> <p>3 資金計画（平成20年度～平成25年度） 略</p>	<p>VI 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算（人件費の見積もりを含む。）</p> <p>2 収支計画</p> <p>3 資金計画</p>

<p>支 画 計 及 び 資 金 計 画</p>			
<p>短 期 借 入 金 の 限 度 額</p>	<p>第 8 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 1 億円 (事業年度の年間運営費の概ね1 月程度) 2 想定される理由 運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費</p>	<p>VII 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 1 億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることを想定</p>	<p>VII 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 1 億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることを想定</p>
<p>重 要 な 財 産 を 譲 渡 し、又 は 担 保 に 供 し よ う と す ば、そ の 計 画</p>	<p>第 9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p>	<p>IX 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし</p>	<p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし</p>
<p>剰 余 金 の 使 途</p>	<p>第 10 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充当</p>	<p>X 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善等に充当</p>	<p>IX 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充当。</p>
<p>そ の 他 設 立 団 体 の 規 則 で 定 め る 業 務 運 営 に 関 する 事 項</p>	<p>第 11 山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 略 2 人事に関する計画 第 3 の 3 「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり 3 積立金の使途 なし 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項 なし</p>	<p>XI 青森県地方独立行政法人法施行細則 (平成 2 0 年青森県規則第 2 2 号) で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 なし (注) 中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設及び設備の整備や老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修等が追加されることがある。 2 人事に関する計画 (1) 人員配置に関する方針 ① 職員定数計画を策定し、中長期的に随時見直しを図るとともに、適正な人員配置に努め、効率的かつ効果的な大学運営 ② 事務職員については、計画的に設立団体派遣職員から法人固有職員への切替え (2) 人材確保及び育成に関する方針 ① 人事評価制度を導入し、評価結果を職員の昇任、昇格・昇給及び任期更新等に適正に反映させる制度及び体制を構築 任期制の導入により、終身雇用制度の解消を図り、人材の流動性の確保と職員の意識改革 ② 柔軟で多様な勤務体制の構築を図ることとし、教員については専門業務型裁量労働制、事務職員については変形労働制をそれぞれ導入 ③ 多様な雇用形態及び再任用制度の導入 ④ 授業評価制度の充実及び計画的な実施により、教員の教育能力の向上を図るとともに、職員に対する業務執行及び服務等に係る研修制度を策定、実施し、効率的かつ合理的な大学運営</p>	<p>X 大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則 (平成 18 年大分県規則第 1 2 号) で定める事項 1 施設及び設備に関する計画 なし (注) 中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることがある。 2 人事に関する計画 a 教育研究に従事する教員の勤務特性を踏まえた人事制度を導入 b 教職員の採用及び育成に関する基本計画を策定し、計画に沿って職員定数及び人件費を適正に管理 c 業務の内容に応じて大学固有職員、大分県からの派遣職員及び人材派遣職員等を適切に配置 d 大分県からの派遣職員は段階的に縮減 3 法第 4 0 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に なし 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項 なし</p>